

佐倉市情報公開・個人情報保護委員設置規則（案）

（設置）

第1条 本市は、情報公開の総合的な推進及び個人情報の保護についての相談、苦情等について、公正かつ簡易迅速な処理を図るため、佐倉市情報公開・個人情報保護委員（以下「委員」という。）を置く。

（職務）

第2条 委員は、佐倉市情報公開条例（平成13年佐倉市条例第2号）第3章に規定する情報公開の総合的な推進及び個人情報の保護についての相談、苦情等を受けて必要な措置を講じ、又は実施機関に対して意見を述べることができる。

（委嘱）

第3条 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（定数）

第4条 委員の定数は、3人以内とする。

（任期）

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、任期が満了した場合においても、後任者が委嘱されるまでの間は、引き続きその職務を行うことができる。

2 委員は、再任されることができる。

（守秘義務）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第7条 委員に関する庶務は、総務部行政管理課において処理する。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。